

令和8年8月31日

蔵王町職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定による職員の懲戒処分を行いましたので、蔵王町職員の懲戒処分の基準に関する規程第7条の規定により、下記のとおり公表します。

記

1 被処分職員の 所属名	生涯学習課
2 被処分職員の 職名	主幹
3 被処分職員の 年齢	44歳
4 被処分職員の 性別	女性
5 処分内容	減給100分の10（2か月）
6 処分年月日	令和8年7月23日
7 処分に至った 事実の概要	部下職員に対するパワー・ハラスメント

担当：総務課長
電話：0224-33-2211